

# 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置計画書

正

建築主 住所									
消防法第 17条に基づき、次のとおり消防用設備等									
氏名 _____									
又は特殊消防用設備等の設置を計画します。									
電話 _____									
設計者 (代理者)	事務所名 _____ 氏名 _____ 電話 _____								
敷地地番	〒 _____ 市町村 _____ 番地 _____								
用途	(政令別表 項) _____								
工事種別	構造			耐火・準耐火・その他 _____ 内装制限 _____ 有・無 _____					
建築物の高さ	m _____								
敷地面積	m <sup>2</sup>		建築面積	m <sup>2</sup>		延べ面積	m <sup>2</sup>		
階	数								
床面積	申請部分								
	申請以外の部分								
	合計								
用途									
消防用設備等 ・ 特殊消防用設備等	消火器								
	屋内消火栓								
	スプリンクラー設備								
	水噴霧消火設備等								
	屋外消火栓								
	自動火災報知設備								
	漏電火災警報器								
	消防機関へ通報する火災報知設備								
	非常ベル等								
	放送設備								
	避難器具								
	誘導灯								
	消防用水								
	排煙設備								
	連結散水設備								
連結送水管									
非常コンセント設備									
予定収容人員									
有窓・無窓階の別									
防災物品の使用の有無									
特記事項	_____								
特記事項	_____								
特記事項	_____								
特記事項	_____								

\* この用紙は確認申請書正本の付近見取図の前に添付してください。

1. 付近見取図

2. 配置図

(注) 方位・敷地境界線・申請に係わる建築物と他の建築物との位置関係並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を記入してください。

# 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置計画書

副

消防法第 17条に基づき、次のとおり消防用設備等 又は特殊消防用設備等の設置を計画します。	建築主 住所 氏名 _____ 電話 _____
--------------------------------------------------	--------------------------------

設 計 者 (代理者)		事務所名 氏名 _____ 電話 _____				種 類	品名、数量、出力、内容等				
敷地地番		尼崎市				貯蔵、取扱い等	危険物、 指定可燃物、 高圧ガス、 発変電設備、 劇毒物等				
用 途		(政令別表 項)									
工事種別		構 造									
建築物の高さ		m		耐火・準耐火・その他				内装制限		有・無	
敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>						
階	数										
床 面 積	申請部分										
	申請以外の部分										
	合 計										
用 途											
消 防 用 設 備 等 ・ 特 殊 消 防 用 設 備 等	消 火 器										
	屋 内 消 火 栓										
	スプリンクラー設備										
	水噴霧消火設備等										
	屋 外 消 火 栓										
	自動火災報知設備										
	漏電火災警報器										
	消防機関へ通報する 火災報知設備										
	非常ベル等										
	放 送 設 備										
	避 難 器 具										
	誘 導 灯										
	消 防 用 水										
	排 煙 設 備										
	連結散水設備										
連結送水管											
非常コンセント設備											
予 定 収 容 人 員											
有窓・無窓階の別											
防災物品の使用の有無											
特 記 事 項											

\* この用紙は確認申請書副本の付近見取図の前に添付してください。

## 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画書が 提出された以後における法令等により必要とされる手続

- 1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事については、工事に着手する日の10日前までに工事整備対象設備等着工届又は消防用設備等工事計画届を提出してください。（法第17条の14、条例第54条の2）
- 2 工事が完了した場合、完了後4日以内に当該設備の機能の試験を行い、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届に試験結果報告書を添付して届け出るとともに、消防機関の検査を受けてください。（法第17条の3の2）
- 3 収容人員が特定防火対象物にあつては30人以上、その他の防火対象物にあつては50人以上の場合、管理権原者は資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理者は、消防計画を作成し、使用開始しようとする日までに届け出てください。（法第8条）
- 4 使用開始しようとする日の7日前までに、関係者は防火対象物使用開始の届出を行い、消防署の行う検査を受けてください。（条例第54条）
- 5 特定防火対象物等において、どん帳・カーテン・じゅうたん等を使用する場合には、防災性能を有するものを使用してください。（法第8条の3）
- 6 次の事項は、条例（法）の規定により届け出てください。

熱風炉、炉（多量の可燃性ガス又は蒸気を発生するもの又は据付面積2平方メートル以上）、厨房設備（厨房室内の入力の合計が350キロワット以上）、温風暖房機（入力70キロワット以上）、ボイラー、給湯湯沸設備（入力70キロワット以上）、乾燥設備、サウナ設備、内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機（入力70キロワット以上）、火花を生ずる設備、放電加工機、燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池による発電設備で火を使用するものであり出力10キロワット未満のものを除く）、高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下を除く）、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備（2キロボルトアンペア以上）、核燃料物質、放射性物質、火薬類、易燃性物質、高圧ガス、少量危険物、指定可燃物、圧縮アセチレンガス（40キログラム以上）、無水硫酸（200キログラム以上）、液化石油ガス（300キログラム以上）、生石灰（500キログラム以上）、劇毒物

### 記入上の注意

- ・ 建築基準法第6条第1項に該当するもので専用住宅を除いたすべての建物について記入してください。
- ・ 消防用設備等・特殊消防用設備等の項目欄に掲げるもの以外の消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置する場合は、空白欄の左欄に設備名を記入し、設置する階ごとに「設置」と記入してください。
- ・ 階別の欄で12以上の階を有する場合は、この用紙を2枚以上使用してください。
- ・ 予定収容人員は、消防法施行規則第1条の3によって算定してください。各階ごとに算定しがたい場合は、合計数を記入してください。
- ・ 無窓階の欄は、無窓階に該当する場合は「無窓」、有窓階にあつては「有窓」と記入し、有窓階の算定基礎計算書を確認書に添付してください。（法施行規則第5条の2参照）
- ・ 特記事項の欄は、危険物施設の許可申請の有無、特例基準又は緩和規定の適用を受けるための計画、その他防火上必要な事項を記入してください。